佐伯市被害調査支援システム整備事業
業務委託仕様書

令和７年７月

佐伯市　防災局　防災危機管理課

1　件名

佐伯市被害調査支援システム整備事業委託

2　業務目的

被災者の生活再建の基礎となる罹災証明書の発行プロセスについて現運用では全てアナログで対応である。この発行プロセスをデジタル化し、業務処理の効率化を図り、住家被害認定調査事務全体の合理化を図ると共に、迅速な罹災証明書の発行を実現し、被災者の生活再建に寄与することを目的としている。

3　履行場所

佐伯市 防災局 防災危機管理課及び受託者の事業所内

4　事業の履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月 31 日まで

システム本稼働　　令和７年 12 月

保守業務　　令和７年 12 月から令和８年３月 31 日まで

※　２年目以降は単年度ごとの保守委託契約とする。

5　委託内容

（1）システムの構築（設計・構築・テスト・操作研修等）

（2）システムの利用料、運用業務

6　実施体制

受託者はシステムを構築にあたり、作業計画を立案し、適切な作業管理を実施すること。また、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配置し、作業遅延等が生じた場合においても、従事者、労働環境が守られるよう対策を講じた体制を整えること。

（1）作業管理者の選任

作業を進めるにおいては、本業務の推進に責任を負うに足る知見と業務経験を有する者を選任すること。本業務遂行に関する委託者からの要請、指示、その他日常的な連絡や確認等は、原則作業管理者を通じて行う。

（2）作業計画書の策定

作業着手時には委託者と受託者の作業役割等含め、作業工程スケジュール表を作成し、委託者へ提出すること。

7　構築スケジュール

システムの構築スケジュールは、以下のとおりとする。

期　間	内　容
令和7年9月	要件定義（非機能条件含む）
令和7年9月～10月	環境構築、運用設計、その他
令和7年11月～12月	総合テスト・運用テスト・市ネットワーク環境での運用テスト
令和7年12月～	仮稼働、操作研修等
令和7年12月～	運用開始

※詳細スケジュールは、契約締結後、委託者と協議の上、決定するものとする。

8　要求内容

（1）要求の概要

構築するシステムは、以下の要件を満たすシステムとする。

ア　不正アクセス防止の観点から、本システムやタブレットへのログイン等の際に多要素認証・デバイス認証を実装し、セキュリティ対策が講じられたシステムであること。

イ　複数の災害を管理することができ、被災者台帳利用者に付与されるID数及び調査用タブレットの利用者に付与されるID数を無制限で利用できること。

ウ　令和3年3月に内閣府防災が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」にもとづいた住家被害認定調査が可能であること。

エ　ぴったりサービスからの申請情報をＣＳＶで取込み、申請受付情報としてシステム登録できること。

オ　窓口において罹災証明書の申請受付や調査予約ができ、住民記録情報や家屋情報ＣＳＶ連携で取込み、申請受付時の工数入力が低減すること。

カ　発災後、ドローンから得られた画像及び位置情報を元に、発災前後の画像比較ではなく、発災後の情報からAIによる全壊相当の判定家屋の分類ができること。

キ　全棟調査の時にはシステム上で被害地域を選択（100mグリッド単位/丁目単位/建物単位）することで、調査計画が自動で作成でき、各班に調査家屋を最適化し自動的に割振ること。

ク　現地調査ではタブレットを活用し、効率的な住家被害認定調査（地震・水害等の種別に応じた1次調査や2次調査の対応）を行うことが出来ること。

ケ　現地調査で使用するタブレットは専用のアプリをインストールするのではなく、Webブラウザ上で動作すること

コ　内閣府の示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針　参考資料（損傷程度の例示）をタブレット上で各部位の調査単位で切り出して表示することができること（PDFでの閲覧は認めない）。

サ　現地調査の現場にてタブレット端末上で、調査部位ごとに被害割合の自動

計算が可能であり、調査票の結果が確認できること。

シ　現地調査の結果（判定結果及び写真）はタブレット上からネットワーク送信により、ＬＧＷＡＮネットワーク経由にて自動で管理者ＰＣへ自動連携ができること。

ス　管理者が調査結果リストから管理システムから判定結果内容が確認でき、決裁処理（承認、却下や差戻し）が可能であること。

セ　他市区町村においてＬＧＷＡＮ－ＡＳＰサービスとして、サービス提供実績を有していること。またシステム安定稼働させるノウハウを有しているかの確認指標として市区町村の基幹系業務システムの開発及び稼働実績があること。

ソ　継続的にサービス利用するため本システムでは法改正対応がなされること。

タ　家屋平面図を用いた現地調査では、図面を用いた損害面積割合の算出、調査票への入力・計算、写真撮影・整理が同一Ｗｅｂアプリ内で完結できること。（特許 7547674/特許 7547675 を利用すること）

チ　受付対応の際、写真による一部損壊判定を実施するため、住民が持参した写真（スマートフォンに保存された写真）をインターネット回線を通じて、住民情報を紐づけ、システム内で管理できること。

ツ　罹災証明書発行対象者に対し、生活再建支援の対応・管理する台帳（被災者台帳）の作成が可能なこと。

テ　住家被害認定調査の判定結果と被災者台帳上の支援対象者を自動的に紐付けることが可能なこと（CSV 等での情報連携は認めない）。

ト　被災者台帳管理システムで、世帯主単位での登録や進捗管理が見やすく可視化されていること。

ナ　被災者台帳管理システムで、罹災証明での判定結果に応じ、世帯毎に対象となる支援内容の自動割振り、支援進捗管理が可能なこと。

二　被災者台帳管理システムで、本県または本市独自の支援項目を作成し、同項目に支援対象となる調査判定結果や支援担当課等を紐づけて管理することが可能なこと。

ヌ　被災者台帳管理システムで、世帯毎で調査判定結果の変更がある際に、対象支援内容の自動更新が可能なこと。

（２）調達するシステムの構成・要件等

本システムは、下記のシステム構成を必須とする。

ア　システム構成はＬＧＷＡＮ－ＡＳＰサービスを活用したクラウド型システム（ＳａａＳ型）とする。

イ　ＡＷＳクラウド上及び本庁舎内に住家被害認定調査において撮影した写真

を格納・管理する画像格納用サーバを受託者側で準備すること。

ウ　本システムのハードウェアについて、住家被害認定調査の受付、調査計画、罹災証明書発行、被災者台帳を管理するＬＧＷＡＮ端末および現地調査で使用するタブレットは、委託者側で必要台数分用意する。

エ　認証資格条件として、環境や品質管理、情報セキュリティ確保に向けた認証であるプライバシーマーク、ISO9001、ISO27001、ISO14001 の取得並び ISO/IEC27017（クラウドセキュリティ認証）を取得した住家被害認定調査システムであること。

オ　政府が求めるセキュリティ要求を定めた「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program：通称 ISMAP)」に登録されているクラウドサービスを利用していること。

システム構成図

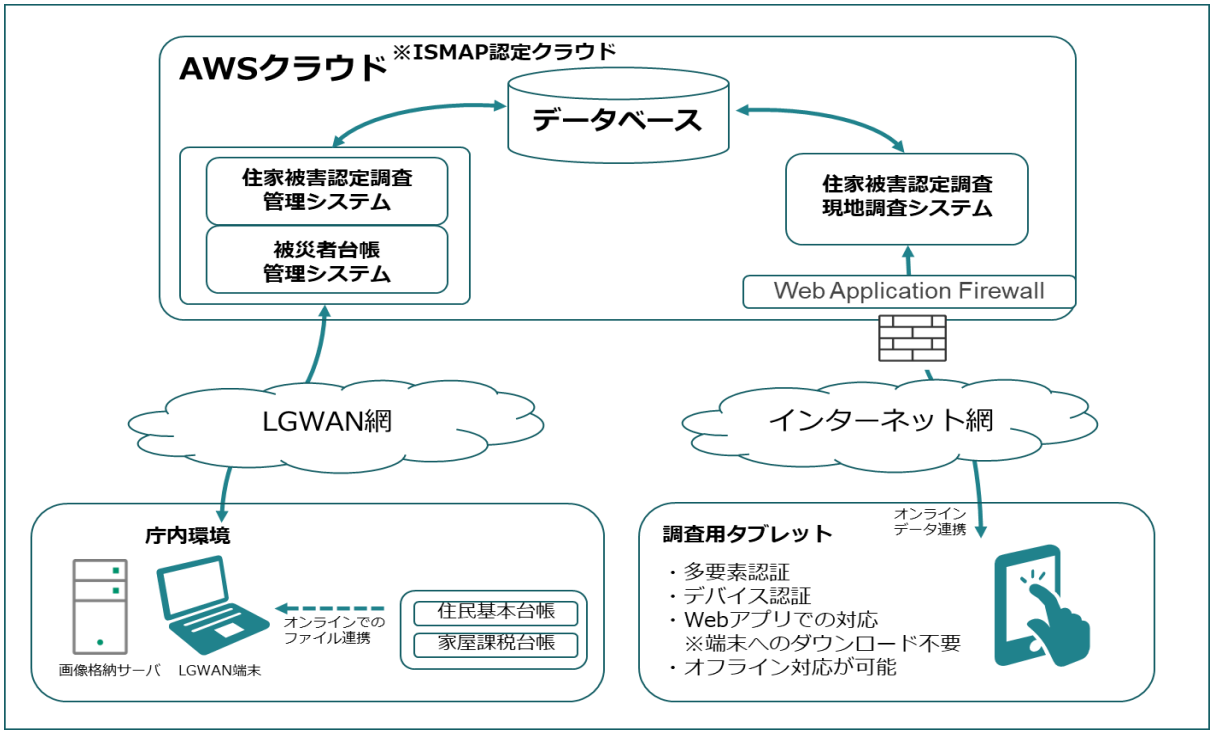

サーバ端末詳細

区分	内容
サーバ端末	OS　：Windows 11 Pro CPU　：インテル® Core™ i7-13700 以上 SSD：ミラーリング用暗号化機能付 512GB SSD×2 メモリ：32GB メモリ

	※必須付属 DVD スーパーマルチドライブ 19 インチ型 SXGA 液晶ディスプレイ USB 109 キーボード&USB レーザーマウス 再セットアップ DVD サポートパック 5 年間 その他必要備品

(参考)タブレット端末詳細（委託者側で用意）

区分	内容
タブレット端末	8 世代　10.2 インチ iPad　Wi-Fi モデル

（1）非機能要件

ア　使用性・効率性要件については、以下の要件を満たすこと。

ⅰ）効率的に業務を行うことができるように配慮した画面構成、画面遷移、入出力操作方法であること。

ⅱ）職員の業務効率性を高め、負荷軽減に資する効率的な機能を有すること。

イ　信頼性要件については、以下の要件を満たすこと。

ⅰ）データの復旧要件

データ保全のため、バックアップ機能も備えるが、常に最低でも 24 時間前までのデータを保持すること。

ⅱ）サービスの冗長性

データセンターは日本国内に限定し、本システムに利用するリソースとサービスの全てが、冗長化されていること。

ⅲ）クラウド環境の稼働監視

クラウド環境の稼働監視は 24 時間 365 日実施すること。

ⅳ）セキュリティパッチ適用

情報セキュリティ機関が提供している脆弱性関連情報で緊急度が高いものについて、使用するコンポーネントが該当する場合、OS やミドルウェア等のセキュリティパッチを適宜実施すること。

ⅴ）障害時対応手順の策定

障害時の運用手順については、障害時の連絡体制・対応フロー等を定めて運用業務手順書に記述し、対応すること。

9　利用者向けシステム操作研修要件

本システムを使用する職員への研修を導入前までに適切なタイミングで実施する

こと。また本システムを使用する職員が、戸惑うことなく操作ができる研修内容で実施すること。なお研修が必要な対象人数（想定）を以下に示す。

（実施場所　　佐伯市 本庁舎内
対象人数　　８０名）

10　アフターフォロー

システム導入後、操作方法や機器のトラブルについて問い合わせができるサポート体制を有すること。

11　納入成果品

本業務の成果として以下のものを納入するものとする。

（1）完了報告書　　２部
（2）各種操作説明書　　２部
（3）画像格納用サーバ　　１式

12　成果品の検査

委託者の検査職員は、本構築業務において受託者が作成したすべてのデータ及び構築したシステムについて、検査を行うものとする。受託者は、検査並びに契約不適合期間に不備が認められたときは、自己の責任において、速やかに修正を行い、その結果を委託者に報告しなければならない。また、それらに要する経費は受託者が負担するものとする。

13　留意事項

（1）受託事業者は、本業務に実際に従事する者に対する雇用者及び使用者として、責任をもって労務管理し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法職業安定法、社会保険諸 法令その他法令上のすべての責任を負うものとし、本市に対し一切の責任及び迷惑などを及ぼさないものとする。
（2）受託事業者は、本業務に従事する者に対し必要な教育（礼儀礼節、職業倫理、守秘義務等）を行い、円滑に業務を遂行できるようミーティング等により人事管理体制を確保しなければならない。
（3）本市が指定する場所における受託事業者の作業環境（机、椅子等）については、本市と協議のうえ決定する。
（4）受託事業者は、本業務に実際に従事する者に対し、受託事業者が発行した身分証明書を常時携帯させること。
（5）資料作成にかかる費用（紙代、インク代、コピー代等）については受託事業者の

負担とすること。

（６）受託事業者は、業務における何らかの事故が発生したときは、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を行って後、書面により本市に詳細な報告 及びその後の方針案を提出するものとする。

（７）本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本市と受託事業者が協議して定めるものとする。

以上